

遠賀中間医師会おかがき病院入院患者の面会規程

(目的)

第1条 この規程は、遠賀中間医師会おかがき病院入院患者の安静度をたかめ、早期回復をはかるため、面会者の取り扱いについて定めることを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者の面会時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 午前11時 ～ 午後8時

(2) 休診日 午前10時 ～ 午後8時

(面会の許可)

第3条 入院患者に面会しようとする者は、「面会者来院名簿」に必要事項を記入しなければならない。

(面会者の守るべき事項)

第4条 面会者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 決められた時間内に面会すること。

ただし、特別に医師の許可を得た場合については、この限りでない。

(2) 面会はつとめて静かに行い、他の患者に迷惑をおよぼさないこと。

(3) 面会はつとめて短時間にすること。

(4) 持参した見舞品のうち飲食物に類するものは、治療上の障害となることがあるので医師、看護師に申し出て許可を受けてから患者に渡すこと。

(面会者の制限)

第5条 面会者は、次の事項に該当する場合は面会をすることができない。

(1) 酒気を帯びて面会すること。

(2) 小さい子供を同伴して面会すること。

(面会の拒否)

第6条 前条に違反し特に必要と認めるとき、又は医師が治療上必要と認めるときは、面会を中止させ、又は面会を拒否することができる。

(感染症流行期の対応)

第7条 感染症の流行期においては、感染拡大を予防するために面会の制限及び条件を設けることができる。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。